

2 国際第 9 4 2 号

関税割当公表第 6 9 号

令和 3 年度のトマトピューレー・ペーストの関税割当てについて

とうもろこし等の関税割当制度に関する省令（昭和40年農林省令第13号。以下「省令」という。）第6条の規定に基づき、トマトピューレー及びトマトペースト（以下「トマトピューレー・ペースト」という。）のうち、トマトケチャップその他のトマトソースの製造に使用するものの関税割当てに関する事項を下記のように定めます。

なお、令和3年度の本関税割当制度は、関税定率法等の一部を改正する法律の成立及び施行をもって有効となります。

令和 3 年 3 月 11 日

農 林 水 産 省

記

第 1 割当対象物品、割当数量及び通関期限

- 1 割当対象物品 トマトピューレー・ペースト
- 2 割当数量 別途公表
- 3 通関期限 令和 4 年 3 月 31 日

第 2 関税割当申請書受付の担当課（以下「受付担当課」という。）

農林水産省生産局園芸作物課

第 3 関税割当証明書発給の担当課

農林水産省大臣官房国際部国際経済課

第 4 関税割当申請書の提出期間及び提出時間（行政機関の休日を除く）

- 1 提出期間
次に掲げる期間とする。

ただし、(2)及び(3)に掲げる期間については、それ以前の期間に行われた申請に対する割当てに残量が生じた場合及び返納された関税割当証明書に残存数量がある場合にのみ関税割当申請書を提出することができる。

(1) 令和3年4月1日(木)から同年4月9日(金)まで

(2) 令和3年10月1日(金)から同年10月5日(火)まで

(3) 令和3年2月1日(火)から同年2月3日(木)まで

2 提出時間 午前10時から正午まで及び午後2時から午後4時まで

3 郵送等による提出

関税割当申請書及び関税割当申請書に添付する書類は、受郵送等により提出することができる。この場合、郵便書留等の追跡可能な方法により送付するものとし、期間内に農林水産省へ必着とする。

(宛先)

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

農林水産省生産局園芸作物課 関税割当担当者宛

第5 関税割当申請者の資格

次の各号に掲げる要件のすべてを備える者

1 関税割当申請書を提出する日において、トマトケチャップその他のトマトソースの製造設備を有する者であつて、割当てを受けたトマトピューレー・ペーストをトマトケチャップその他のトマトソースの製造用原料として使用することが確実に認められる者

2 第4の1の(2)又は(3)に掲げる期間に申請をすることのできる者は、令和2年度内に当該割当数量の全量を通関することが確実にある者

第6 関税割当申請書に添付すべき書類

1 令和元年度の各月別のトマトケチャップその他のトマトソース製造実績数量並びに輸入トマトピューレー・ペースト及び国産原料トマト使用実績数量一覧表(別記様式1及び2)

2 令和2年度の各月別のトマトケチャップその他のトマトソース製造計画数量並びに輸入トマトピューレー・ペースト及び国産原料トマト使用計画

数量一覧表（別記様式 3 及び 4）

3 下記の書類及び資料

- (1) トマトケチャップその他のトマトソース製造の工場名及びその所在地を記載した書類
- (2) 工場配置図（縮尺：千分の一）
- (3) 製造機械配置略図（縮尺：百分の一）
- (4) 工場工程見取図
- (5) トマトケチャップその他のトマトソース製造機械設備一覧表（別記様式 5）
- (6) 申請者が団体又は法人の場合、登記事項証明書の写し（登記のされていない団体にあつては、団体規約、構成員名簿）、個人事業者にあつては、個人事業の開業・廃業等届出書の写し（税務署受付印があるもので、個人番号部分が複写されない措置を講じたもの）

ただし、令和 2 年度における割当実績を有する者であつて、申請時点において(1)から(6)までの書類の内容に変更のないものは、(1)から(6)までの書類の添付を必要としない。

4 この関税割当てにより割当てを受けたトマトピューレー・ペーストを当該割当てを受けた用途にのみ使用し、その他の用途には使用しない旨の誓約書（別記様式 6）

第 7 本公表に基づく 1 回目の関税割当申請によって割当てを受けた者が 2 回目以降の申請を行う場合に提出する書類

本公表に基づく 1 回目の関税割当申請によって割当てを受けた者が 2 回目以降の申請を行う場合は、関税割当申請書に添付する書類として、第 6 に定める書類のほか、2 回目以降の関税割当申請を行う必要が生じた理由を示す書類（別記様式 7）を提出するものとする。

ただし、第 6 に定める書類（4 を除く。）のうち、その記載内容が 1 回目の関税割当申請のときと変更のないものについては、その提出を要しない。

第 8 割当基準

申請者に対する割当数量は、申請数量の範囲内において、使用実績数量、使用計画数量等を勘案して得るトマトピューレー・ペーストの需要見込数量から国産原料トマト使用見込数量を控除した数量を基準として定めるものとする。

第9 関税割当証明書の発給の停止

関税割当証明書の発給は、次のいずれかに該当することについて、農林水産省がその事実を確認した日の翌日から本公表第1の3に定める通関期限まで及びそれに続く次の1年間は停止するものとし、当該期間内の割当てに係る関税割当申請は受け付けない。

- 1 申請者が関税割当てに関して法令違反が確定したとき。
- 2 申請者が本公表第5、第10及び第11に違反したとき。
- 3 申請者が関税割当てのために、省令又は本公表に基づき提出した書類について、虚偽の申告又は報告をしたとき。

第10 報告

割当てを受けた者は、関税割当てに関して法令に違反した場合は、農林水産省に速やかに報告するものとする。

第11 その他

- 1 関税割当申請書（省令別記様式第一）の提出部数は2通とし、その他の添付書類の提出部数は1通とする。

また、関税割当証明書の有効期間の延長を希望する場合の証明書有効期間延長申請書（省令別記様式第三）及び割当数量の分割を希望する場合の証明書分割申請書（省令別記様式第四）の提出部数は2通（省令第3条及び第4条）とする。

- 2 関税割当申請書等の記載、関税割当証明書の記載事項の変更、有効期間の延長及びその他事由による関税割当証明書の再交付等に関する手続きについては、関税割当申請書等の記載要領について（平成15年6月30日付け15総合第1316号。以下、「記載要領」という。）による。
- 3 関税割当証明書の有効期間の延長は、自然災害等関税割当てを受けた者

の責によらない理由により貨物の到着が遅延した場合に行うものとする
(省令第3条第2項)。

- 4 割当てを受けた物品の輸入を希望しなくなったとき又は関税割当証明書
の期間満了日を経過したときは、当該証明書を速やかに返納しなければな
らない(省令第5条)。返納は原則として、郵便書留等の追跡可能な送付方
法によるものとする。また、割当数量を全て消化した関税割当証明書も同
様とする。

なお、関税割当証明書を返納する際、関税割当数量の残数量の全部を返
還する場合は、関税割当数量の返還について(別記様式8)を、一部数量
の再発給を希望する場合は、再交付申請理由書(記載要領様式第一)を
提出する。

その際、割当てを受けた物品について輸出入・港湾関連情報処理システ
ム(NACCS)の申告添付登録(MSX)を利用した者は関税割当証明書システ
ム管理終了結果情報を添付するものとする。

- 5 関税割当てに当たり必要な書類の提出を別途求めることがある。

第12 関税割当てを受けた者の氏名等の公表

- 1 農林水産省は、本公表に基づき関税割当てを受けた者の氏名(名称)及
び住所を、農林水産省のウェブサイトにおいて公表する。
- 2 本関税割当公表に基づき提出された関税割当申請書の記載内容及び添付
書類に含まれる個人情報、行政機関の保有する個人情報の保護に関する
法律(平成15年法律第58号)及び関係法令に基づき適正に管理し、申請内
容の審査及び関税割当証明書の発給に関連する業務以外には使用しない。
ただし、1に掲げる公表のための内容を除く。

<注> 別記様式は以下の農林水産省ウェブサイトに掲載。

(http://www.maff.go.jp/j/kokusai/boueki/triff/t_kanwari/format/index.html)